

一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

株式会社ティーエム・テックス と 従業員代表 木村 梨沙 は、
日本電気硝子株式会社草津事業所内 株式会社ティーエム・テックス事業所
における休憩時間について、下記の通り協定する。

記

1. 3組 3 交替勤務の業務に従事する社員については、班別交替で休憩を与えるものとする。
2. 各班の休憩時間は、次に定めるとおりとする。
朝勤班：午前 10 時 30 分～午前 11 時 15 分
後勤班：午後 6 時 30 分～午後 7 時 15 分
夜勤班：午前 2 時 30 分～午前 3 時 15 分
3. 設備連続稼働の常時 1 名以上のオペレーション人員が必要であり、
上記時間帯に休憩時間を取得できない場合は、所定労働時間内に 45 分の
休憩時間をとるものとする。
4. 本協定の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までと
する。ただし、有効期間満了の 1 ヶ月前までに、会社、従業員代表いづ
れからも申出がないときには、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、
以降も同様とする。

令和 4 年 3 月 16 日

株式会社ティーエム・テックス
代表取締役社長 松岡 敬太



日本電気硝子株式会社草津事業所内
株式会社ティーエム・テックス事業所
従業員代表 木村 梨沙

